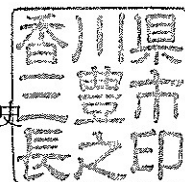


三豊市公告第3号

三豊農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

令和8年1月22日

三豊市長 山下 昭史



1 農業振興地域整備計画の縦覧場所

三豊市役所農林水産課 三豊市高瀬町下勝間2373番地1

2 変更年月日

令和8年1月22日

3 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見の要旨及び処理結果

別紙のとおり

変更等理由書(総括表)

市町名	三豊市
-----	-----

事前協議回答日	令和7年11月27日	
異議申出状況	有	☐ 無
意見書提出状況	有	☐ 無

農業振興地域整備計画の策定・変更の経緯・背景

下記の項目を参考に記載すること	3. 農業振興施策についての市町住民からの要請
-----------------	-------------------------

1. 秩序ある土地利用の推進 2. 市町の農業を担う者の育成・確保 3. 農業振興施策についての市町住民からの要請 4. 基礎調査の結果 5. 農業振興地域の区域の変更
6. 農業振興地域整備基本方針の変更 7. その他()

農用地利用計画の策定・変更理由

変更区分	農用地区域からの除外
------	------------

番号	変更しようとする土地の所在・面積							除外前の用途区分	除外後の用途	除外の理由 (該当条文の番号を下記から選択し、理由を具体的に記載する)
	大字	字	地番	登記地目	現況地目	地積	変更面積			
1	高瀬町比地中	吹毛山	2810-9	畑	宅地	110.00㎡	110.00㎡	農地	農家住宅	⑤ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
2	高瀬町比地中	吹毛山	2810-10	畑	宅地	62.00㎡	62.00㎡	農地	農家住宅	⑤ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
3	詫間町詫間	前山	5967-1	畑	畑	339.00㎡	339.00㎡	農地	分家住宅	⑤ 個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
合計						511.00㎡	511.00㎡			

区分	自己住宅	分譲・賃貸住宅	業務用地	農業用施設	植林	公共施設	合計
件数	3						3
面積(㎡)	511.00						511.00

①法10条3項各号全てに非該当、かつ農業振興地域上
なし
②法10条4項該当
③法10条4項及び施行令7条1号～3号該当
④法10条4項、施行令7条4号及び規則4条の4該当

(注) 1 番号欄は、個別見直しの場合は(審査調書と対応する)案件ごとに記載すること。
2 「事前協議回答年月日」欄、「異議申出状況」欄及び「意見書提出状況欄」は、協議の際にのみ記載すること。
3 変更しようとする土地を記載する欄は、適宜行数を加減すること。
4 除外の理由については、(別紙)変更の理由記載例を参考とすること。